

給与差押え処分に対する審査請求事件

- 審査請求日 令和3年11月25日
- 諮問日 令和4年7月13日
- 答申日 令和4年9月28日
- 答申の概要

令和3年11月25日に審査請求人が提起した、処分庁である中讃広域行政事務組合管理者が行った給与差押え処分についての審査請求は審査請求に理由がないため棄却するべきであるとする審査庁の考え方は妥当である。

※なお、本件は、答申書そのものを公表することにより、審査請求人が特定されるおそれがあるため、答申の概要を公表します。